

九州大学退職手当審査委員会規程

平成25年度九大規程第43号
制 定：平成25年 9月30日
最終改正：平成30年 3月30日
(平成29年度九大規程第123号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学退職手当規程（平成16年九大就規第27号。以下「退職手当規程」という。）第20条の規定に基づき設置する退職手当審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 総長は、第3条に規定する審査が必要な場合は、その都度、委員会を設置するものとする。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 退職手当規程第18条第2項第2号、第3項第2号、第4項若しくは第5項又は第19条第1項第3号、第2項第2号、第4項若しくは第5項に該当するか否かに関する事。
- (2) その他前号に関し必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長が指名する理事
- (2) 人事部長及び人事部人事企画課長
- (3) 本学の管理監督の職務にある職員のうちから総長が指名する者 若干人
- (4) 学外の弁護士 若干人
- (5) その他委員会が必要と認める者（学外者を含む。） 若干人

2 前項第4号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を主宰する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、人事部人事企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第82号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第123号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。